

障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況（人事委員会事務局）

令和 8 年 6 月作成

評価年度	令和 7 年度
目標に対する達成度	○職員の障害者雇用の推進に関する理解を促進する。 （評価方法） 滋賀労働局による「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」に職員 1 名が参加し、概要や資料を事務局内で共有することにより、障害者雇用推進に対する理解を深めた。
取組内容の実施状況	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として、人事委員会事務局次長を選任した。 （令和元年 9 月 6 日に選任済み） ○「障害者雇用のあり方検討ワーキングチーム（令和元年 5 月設置、令和 2 年度 3 回開催、令和 3 年度 2 回開催（書面）、令和 4 年度 1 回開催、令和 5 年度 1 回開催、令和 6 年度 1 回開催、令和 7 年度 1 回開催（書面））」に参加し、概要や資料を事務局内で共有した。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障害を有する職員の配属はなかったため、職務の選定・創出は行っていない。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	採用試験関係 ○令和元年度から実施している「障害者を対象とした滋賀県職員等採用試験」を引き続き実施した。 ○「障害者を対象とした滋賀県職員等採用試験」の募集・実施に当たり、点字の受験案内を作成・配布するとともに、受験申込時に確認する受験上の配慮希望を踏まえた対応を行った。 ○現に非常勤職員として一定期間勤務する障害を有する職員に限定した公募を実施し、勤務実績を考慮した選考を経て常勤職員となることを可能とする「ステップアップ制度」については、国および他団体の状況を注視しつつ、情報収集を行った。 ○「障害者を対象とした滋賀県職員等採用試験」の実施にあたっては、以下の扱いを行わないこととしている。 イ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ロ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ハ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ニ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ホ 特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。

	その他人事管理 ○障害を有する職員の配属はなかったため、環境整備等の取組の実施はなし。
4. その他	○障害者就労施設等からの調達実績 1 件
「目標に対する達成度」及び「取組内容の実施状況」に対する点検結果	
目標に対する達成度	滋賀労働局による「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」への参加等により、概ね目標は達成できた。今後も、研修へ積極的に参加し、職員の障害者雇用の推進に関する理解を促進する。
取組内容の実施状況	概ね計画どおり実施できた。